

当座貸越契約規定及び金銭消費貸借契約規定

(2020 年 4 月 1 日付版)

借主および連帯保証人はアイフル株式会社（以下、「乙」という。）の保証に基づく、株式会社東日本銀行（以下、「甲」という。）との取引について、次の条項を確約します。

当座貸越契約規定に関する条項

第 1 条（取引方法）

1. 本契約による取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出しまたは引受けあるいは公共料金等の自動支払は行わないものとします。
2. 当座貸越取引は、甲から交付を受けた「カード」（以下、「カード」という。）による現金自動支払機もしくは現金自動預入支払機（以下、総称して「受払機」という。）からの引出しまたは甲所定の請求書に届出の印章により記名捺印のうえ甲に提出し、請求書記載の金額を払出しする方法により行うこととします。

第 2 条（貸越極度額）

1. 貸越極度額は、要項記載の通りとします。
2. 前項にかかわらず、甲が必要と認めた場合には、貸越極度額をいつでも減額できるものとします。この場合、甲は変更後の極度額および変更日を通知します。
3. 借主は、貸越極度額が減額された場合には、直ちに減額後の貸越極度額を超える貸越金を支払うものとします。また、以降の取引も本契約の条項により取扱われるものとします。

第 3 条（取引期間）

1. 取引期間は契約日から 3 年後（個人の場合は 1 年後）の応当日の属する月の月末日迄（甲休業日の場合は翌営業日）迄とし、この期間内はいつでも要項記載の貸越極度額を限度として貸越を受けられるものとします。ただし、1 年毎に乙の審査があり承諾を必要とします。
2. 取引期間満了までに所定の手続きをとり、甲が取引期間の延長を認めた場合は、当該取引期間は延長されるものとします。
3. 取引期間が延長されない場合、次によることとします。
 - ① カードは甲に返却するものとします。
 - ② 取引期間満了日の翌日以降、この取引による当座貸越は受けられません。
 - ③ 当座貸越元利金がある場合は、取引期間満了日までに当座貸越元利金全額を返済するものとします。
4. 借主について相続が開始した場合は、第 1 項の定めにかかわらず、取引期間は終了するものとし、借主の相続人等が当座貸越を受けることはできません。

第 4 条（利息、損害金）

1. 貸越金の利息は、毎月要項記載の約定返済日に貸越元金に組み入れるものとします。
2. 前項の利息額は、前回約定返済日(初回は最初の貸越発生日)から今回約定返済日の前日までの間の毎日の最終貸越残高に対し、要項記載の貸越利率により甲所定の方法で計算するものとします。
3. 利息の貸越元金組み入れにより、貸越金が貸越極度額を超えることとなる場合は、貸越極度額を超える金額を直ちに支払います。
4. 本契約による債務を履行しなかったときは、要項記載の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は、1年を365日とした日割計算によるものとします。
5. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、甲は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
6. 前項による利率、損害金の利率の変更日以降の取引も本契約の条項により取扱われるものとします。

第5条（約定返済）

1. 貸越金については、毎月要項記載の約定返済日に要項記載の約定返済額を返済します。
2. 当月の約定返済日における貸越残高が約定返済額以下のときはその残高を当月の約定返済額とします。

第6条（随時返済）

1. 毎月の約定返済の他、借主は任意の金額を随時返済できるものとします。なお、この随時返済を行った場合においても毎月の約定返済は通常通り行うものとします。
2. 前項の随時返済は、自動引落の方法によらず、借主が甲の店頭で申込むか、受払機を使用する方法によるものとします。
3. 前々項の随時返済によって、その後の約定返済日・約定返済額は変更されないものとします。

第7条（解約、中止）

1. 金融情勢の変化、借主または連帯保証人の信用不安等本契約による債権保全を必要とする相当の事由があるときは、甲はいつでも貸越の中止、または本契約を解約することができるものとします。
2. 前項により甲が貸越を中止しまたは本契約を解約した場合には、直ちにローンカードを返却し、貸越元利金全額を支払うものとします。

金銭消費貸借契約規定に関する条項

第8条（利息、損害金）

1. 利息は毎回返済部分ごとに甲所定の計算により算出したうえ、各返済日に支払います。ただし、借入日から初回返済日までの期間が元利金の返済間隔に満たない場合は、1年を365日とした日割計算によるものとします。

2. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、甲は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
3. 本契約による債務を履行しなかったときは、支払うべき元金に対して要項記載の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は、1 年を 365 日とした日割計算によるものとします。

第 9 条（繰上返済）

1. 期限前に本契約による債務を返済しようとする場合には、あらかじめ甲の承諾を受けるものとします。
2. 債務を一部繰上返済する場合は、返済元金に応じて以降の各返済日を繰上げるものとします。
3. 前項および前々項の場合、甲が請求したときは、借主は、甲の指示する割合、時期および方法により手数料および利息を支払うものとします。
4. 甲が、本条に基づいて取扱いをしたことにより、万一事故、損害等が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、借主が負担するものとします。

当座貸越契約規定および金銭消費貸借契約規定共通条項

第 10 条（約定返済額等の自動引落）

1. 借主は、約定返済額等の支払いのため、毎月約定返済日までに約定返済額相当額を、要項記載の返済用預金口座（以下、「指定口座」という。）に預け入れるものとします。
2. 甲は、毎月約定返済日に当座勘定規定、普通預金規定に基づく小切手、払戻請求書および通帳なしに、指定口座から引落のうえ返済に充当するものとします。ただし、指定口座の残高が毎月の約定返済額に満たない場合には、甲はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することとなります。
3. 借主は、指定口座の残高が約定返済額に不足する場合は、直ちに不足額を預け入れるものとし、預け入れ後いつでも甲は、損害金を加算のうえ前項と同様に処理できるものとします。
4. 指定口座から引落とす際に、他にも支払提示された小切手、手形その他指定口座から支払いをなすべきものがあるときは、その支払いと前項および前々項による引落しのいずれを先にするかは甲の任意とするものとします。
5. 甲が本条に基づいて取扱いをしたことにより、万一事故、損害等が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、借主が負担するものとします。

第 11 条（費用の負担）

1. 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。
 - ① 抵当権または根抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
 - ② 担保物件の調査、取立または処分に関する費用
 - ③ 借主または連帯保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
2. 借主はこの契約に要する収入印紙代を負担するものとします。

3. 甲は、借主が負担すべき収入印紙代、保険料、事務取扱手数料、確定日付料、登記に関する費用、その他一切の費用について預金規定または当座勘定規定に関わらず、返済用預金口座から払戻し、その支払いにあてるものとします。借主は預金通帳・預金払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。

第 12 条（費用の自動支払い）

前条により借主が甲に支払う費用のほか、甲を通じて、甲以外の者に支払う費用については、甲は、返済用指定口座から払戻しのうえ、その支払いにあてることができます。

第 13 条（期限の利益の喪失）

1. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、甲から通知催告等がなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を支払うものとします。
 - ① 支払の停止または、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立、その他これらに準ずる司法上の手続の開始ないし申立があったとき
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 借主の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送されたとき
 - ④ 借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって所在が不明となったことを銀行が知ったとき
 - ⑤ 借主が返済を遅延し、甲から書面により督促しても、督促期限日までに遅延する返済額（損害金を含む）を返済しなかったとき
 - ⑥ 保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき
2. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、甲からの請求によって期限の利益を喪失し、直ちに債務を支払うものとします。
 - ① 甲に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - ② 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき
 - ③ 本契約もしくは甲との他の取引約定のひとつにでも違反したとき、または甲への報告もしくは甲に提出する借主の財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき
 - ④ 連帯保証人が前項または本項の各号のひとつにでも該当したとき
 - ⑤ 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - ⑥ 借主の振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が 6 か月以内に生じた場合に限る）
 - ⑦ その他甲の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第 14 条（甲からの相殺）

1. 甲は、本契約による債務のうち期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって返済しなければならない場合には、借主の甲に対する預金、その他甲に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらずいつでも相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合は、甲は事前の通知および所定の手続を省略し、借主に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、甲は借主に対して充当した結果を通知するものとします。
3. 甲が前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、利率については、甲の定めによるものとします。

第 15 条（借主からの相殺）

1. 借主は、期限の到来している借主の預金、その他甲に対する債権と本契約による債務とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 借主は、相殺計算を実行する場合は、甲所定の日までに甲へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、その他の債権の証書、通帳は届出の印鑑を押印して直ちに甲に提出するものとします。
3. 前々項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、その他の債権の利率については、甲の定めによるものとします。
4. 本条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金が生じたときは、借主はその残余金を指定口座へ入金する方法により返還を受けることとします。

第 16 条（甲による充当の指定）

甲が相殺する場合に、借主に本契約による債務の他にも甲に対し直ちに返済しなければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、甲は、適当と認める順序により充当し、これを借主に通知するものとします。この場合、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。

第 17 条（借主による充当の指定）

1. 借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他にも甲に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充当する順序を指定することができます。
2. 前項による充当の順序を指定しなかった場合、甲は、適当と認める順序により充当することができます、借主はその充当に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうちひとつでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前々項の指定により甲の債権保全上支障が生じるおそれがある場合は、甲は、遅滞なく異議を述べたうえで、相当の期間内に、甲の指定する順序により充当することができるものとします。この場合、甲は、借主に充当の順序、結果を通知するものとします。
4. 前 2 項によって甲が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来し

たものとして、甲はその順序方法を指定することができるものとします。

第 18 条（危険負担、免責条項等）

1. 借主が甲に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は甲の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、甲が請求した場合には、借主は直ちに代り証書等を差し入れます。なお、借主の差し入れた担保についても同様とします。
2. 前項に定める事由によって甲または乙に損害が生じた場合には、その損害については借主の負担とします。
3. 甲が、証書等の印影を、借主の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、借主に相違ないと認めて取引したときは、印章、証書等について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は、甲は、責任を負わないものとします。
4. 甲が、借主に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立てもしくは処分に要した費用、借主が自己の権利を保全するために甲に協力を依頼した場合に要した費用は、借主または担保権設定者の負担とします。

第 19 条（届出事項の変更）

1. 借主および連帯保証人は、その印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他甲に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により甲に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、甲は責任を負いません。
2. 借主または連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは甲からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主および連帯保証人が責任を負わなければならない事由により、甲が借主および連帯保証人から最後に届出のあった氏名、住所にあてた通知または送付書類等が延着しましたまたは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとします。

第 20 条（報告、調査等）

1. 甲から請求があった場合は、借主は甲に対して、借主および連帯保証人の財産、経営、業況等について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主および連帯保証人の財産、経営、業況等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、甲に対して遅滞なく報告するものとします。
3. 借主または連帯保証人について、後見、保佐、補助が開始もしくは任意後見監督人の選任が家庭裁判所の審判によりなされたときは、その旨を書面により直ちに甲に対して報告するものとし、報告内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。なお、成年後見等が開始されてから、それを甲に報告するまでの期間に当該取引により生じた損害については、甲は責任を負わないものとします。

第 21 条（債権譲渡）

1. 借主は、甲が将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下、本条においては信託を含む。）することおよび甲 が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により債権が譲受された場合、甲は譲受した債権に関し、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は甲に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、甲はこれを譲受人に交付するものとします。

第 22 条（履行の請求の効力）

1. 甲が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、借主が連帯債務者である場合には、甲が借主のいずれか一人または連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、他の借主および連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第 23 条（主たる債務の履行状況に関する情報提供義務）

1. 借主は、連帯保証人（借主の委託を受けない連帯保証人を含む）から甲に対して請求があったときは、甲が連帯保証人に対して、主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち期限が到来しているものの額に関する情報を提供することに同意します。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わ

ないことを確約いたします。

⑥ 暴力的な要求行為

⑦ 法的な責任を超えた不当な要求行為

⑧ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

⑨ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為

⑩ その他前各号に準ずる行為

3. 借主または連帯保証人が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は甲から請求があり次第、甲に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 借主または連帯保証人が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、甲の請求によって、借主は甲より割引を受けた全部の手形および電子記録債権について手形記載の金額および電子記録債権の債権額の買戻債務を負担し、直ちに弁済します。借主がこの債務を履行するまでは、甲は手形所持人または電子記録債権の債権者としていっさいの権利を行使できるものとします。
5. 第3項または第4項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、甲になんらの請求をしません。また、甲に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
6. 第3項または第4項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本契約は失効するものとします。

第25条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、借主が本契約による取引によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この規定に従うものとします。また、保証極度額および元本確定期日は、表記要項のとおりとします。なお、元本確定期日の午前零時に主たる債務の元本が確定するものとします。
2. 連帯保証人は、借主の甲に対する預金、その他の債権をもって相殺はしないものとします。
3. 連帯保証人は、甲が適当と認めるときは担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
4. 連帯保証人が、この保証債務を履行した場合、代位によって甲から取得した権利は、借主と甲が取引継続中は、甲の同意がなければこれを行使しないものとします。もし甲の請求があれば、その権利または順位を無償で譲渡します。
5. 連帯保証人が、借主と甲との取引について、他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、他に保証極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えたものとします。

6. 連帯保証人が、将来甲に対し他の保証をした場合も前項に準じるものとします。
7. 連帯保証人が保証債務の整理について経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下、「ガイドライン」という。）に則った整理を申し立てた場合には、甲はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めます。
8. 連帯保証人は、甲に対して、次の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明及び保証します。
 - ① 借主が連帯保証人に対し、借主の財産および収支の状況に関する情報を提供したこと
 - ② 借主が連帯保証人に対し、本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行の状況に関する情報を提供したこと
 - ③ 借主が連帯保証人に対し、本契約にもとづく債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨および状況にかかる情報を提供したこと
9. 連帯保証人は、借主の取締役である等民法第 465 条の 9 に定める者に該当することを表明および保証します。

第 26 条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、甲のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。ただし、極度額の増減額等、諸条件の変更に關し他の条項において通知・公表等の有無・方法が認められている場合、その条項に従うものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 27 条（完済債権書類の取扱い）

本件契約にかかる書類について、返却されないことに同意します。

第 28 条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約に基づく諸取引の準拠法を日本法とすることに合意します。
2. 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

東日本銀行キャッシュカード規定（「KIZUNAⅡ」用）

1.（カードの利用）

カードローン「KIZUNAⅡ」当座貸越契約にもとづく口座（以下、「カードローン口座」という。）およびキャッシュカード（以下、「カード」という。）は次の取引に利用することができます。

- (1)株式会社東日本銀行（以下、「甲」という。）及び甲がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下、「支払機」という。）を利用して現金を払出しする方法により貸出を受ける場合（以下、貸出金の払出しを単に「引出し」という。）
- (2)甲及び提携先の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下、「預金機」という。）を使用して貸出金を返済する場合（以下、貸出金の返済を単に「入金」という。）
- (3)甲の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下、「振込機」という。）を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより引出し、振込の依頼をする場合
- (4)その他甲所定の取引をする場合

2.（支払機による引出し）

- (1)支払機を使用してカードにより貸出金を引出す場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証及び金額を正確に入力してください。この場合、甲所定の請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による引出しは、支払機の機種により甲または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの引出しは、甲または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの引出しは甲所定の金額の範囲内とします。
- (3)支払機により引出す場合、引出し金額と第5条第1項および第3項の自動機利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額を超えるときは、その引出しはできません。

3.（預金機による入金）

- (1)預金機を使用して入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による入金は、預金機の機種により甲または提携先所定の種類の紙幣及び硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は甲または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

4.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより引出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における引出しについては、甲所定の請求書は必要ありません。

5.（自動機利用手数料等）

- (1)支払機を使用して引出す場合及び提携先の預金機を使用して入金する場合には、甲及び提携先所定の支払機・預金機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」という。）をいただきます。

(2)自動機利用手数料は、引出し・入金時に、銀行所定の請求書なしで、その引出し・入金をしたカードローン口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、甲から提携先に支払います。

(3)振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの引出し時に、甲所定の請求書なしで、その引出しをしたカードローン口座から自動的に引落とします。

6. (支払機・預金機の故障時等の取扱い)

(1)停電・故障等により甲の ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、甲本支店の窓口でカードにより入金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(2)前項による入金を行うときは、甲所定の用紙に氏名及び金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(3)停電、故障等により甲の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、甲が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として甲本支店の窓口でカードにより引出しすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(4)前項による引出しをする場合には、甲所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえカードとともに提出してください。届出の暗証一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(5)停電、故障等により甲の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードの紛失・届出事項の変更等)

(1)カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる引出し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、甲は責任を負いません。

(2)前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取扱店に届出てください。

(3)氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、甲は責任を負いません。

(4)カードを失った場合のカードの再発行は、甲所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(5)カードを再発行する場合には、甲所定の再発行手数料をいただきます。

8. (暗証照合等)

(1)カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。

(2)甲が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを甲が交付したのとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して引出しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、甲及び提携先は責任を負いません。ただし、この引出しが偽造カードによるものであり、カード及び暗証の管理について借主の責に帰すべき事由がなかったことを甲が確認できた場合の甲

の責任については、このかぎりではありません。

(3)甲の窓口においてカードを確認し、甲所定の請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱った場合にも前項と同様とします。

9. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、甲は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

10. (解約、カードの利用停止等)

(1)「KIZUNAⅡ」当座貸越契約を解約する場合には、カードを取扱店に返却してください。また、「KIZUNAⅡ」当座貸越契約により、当座貸越契約が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用など甲がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、甲からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、甲からの請求がありしだい直ちにカードを取扱店に返却してください。

①第 11 条に定める規定に違反した場合

②「KIZUNAⅡ」当座貸越契約により、当座貸越契約が解約または停止された場合

11. (譲渡・質入れの禁止)

カードは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできません。

12. (約定の適用)

この規定に定めない事項については、「KIZUNAⅡ」当座貸越契約の各条項により取扱います。

13. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上